

栃木県指定

介護職員初任者研修事業（通信）

学則

株式会社 テンダーケアジャパン

学 則

① 開講の目的	<p>本格的な高齢社会となった我が国では、福祉サービスに携わる人材の育成が求められています。特に介護を必要とする高齢者や障害を持つ方々が、安心してより良い自立生活ができるよう援助する、質の高い介護が必要とされています。</p> <p>本講座では、長寿社会を支える大切な職業である介護職を働きながら取得できるようにしました。この研修で学んだ事を介護の仕事に活かしていただきたいと思います。</p>
②研修の名称	介護職員初任者研修
③実施場所 (所在地 会場名)	<p>講義 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ会議室</p> <p>演習 同上</p> <p>実習 (別記様式第 3 - 7)</p>
④研修期間	<p>平成 26 年 4 月 16 日 ～ 平成 26 年 6 月 18 日 (宇都宮)</p> <p>平成 26 年 6 月 10 日 ～ 平成 26 年 8 月 5 日 (宇都宮)</p> <p>平成 26 年 8 月 20 日 ～ 平成 26 年 10 月 15 日 (宇都宮)</p> <p>平成 26 年 10 月 21 日 ～ 平成 26 年 12 月 16 日 (宇都宮)</p> <p>平成 27 年 1 月 15 日 ～ 平成 27 年 3 月 12 日 (宇都宮)</p>
⑤研修日程	(別記様式 3 - 2)
⑥講師氏名	(別記様式 3 - 4)
⑦受講資格	<p>① 資格取得後、介護業務に従事を希望している方。</p> <p>② 現在、ホームヘルパーや施設の介護職員として従事されている方。</p> <p>③ 修学に支障のない心身ともに健康である方。</p> <p>定員 24 名</p>
⑧受講者本人の確認方法	受講申込時に、本人であることを確認できる書類の提示を求めて確認する
⑨受講の手続き (受講希望者多数の場合 の対応についても記載)	<p>受講希望者は、当社指定の申込書に必要事項を記入の上、本人確認が行える書類を添付し、期日までに申し込む。但し、定員に達した時点で申込は終了とする。当社は、書類を審査の上、本人確認を実施。受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者宛に郵送する。当社は、受講決定者からの受講料の納付が確認できた後、教材を配布する。</p>
⑩受講料、その他諸経費	<p>受講料 99,800 円 (テキスト代込)</p> <p>受講料割引について</p> <p>紹介割引：1,000 円</p> <p>当学院の介護職員初任者研修及びホームヘルパー2 級講座の修了者より紹介があった場合</p> <p>グループ割引：1,000 円</p> <p>3 名様以上のご家族、又はお友達でお申込みの場合 (1 名につき)</p> <p>子育てママ割引：5,000 円</p>

	12歳以下の子供がいる場合
⑪遅刻、早退、欠席、退講、未修了及び補講の取り扱い	研修期間中に、やむを得ない事情で、遅刻、早退、欠席する場合は、あらかじめ申し出ること。遅刻、早退の場合は欠席とする。なお、研修が未修了である場合は補講を受けることができる。補講は、原則として当社において実施する予定であり、補講にかかる受講料は無料とするが、やむを得ない場合は、県内の他の指定事業者で実施する場合もある。履修証明書の交付を受けること。その場合の受講料は、他の指定業者が定める金額によることとする。なお、受講態度が思わしくない場合には退講を命ずることもある。
⑫使用テキスト	長寿社会開発センター出版 介護職員初任者研修テキスト
⑬研修修了の認定方法 〔通信の場合は、合格基準及び不合格時の対応方法等も記載〕	<p>栃木県介護職員初任者研修に係る事業者及び研修指定要綱に定める所定のカリキュラムを全て修了し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して修了の認定を行う。</p> <p>① 修了評価は担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。</p> <p>② 修了評価は筆記試験を行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。</p> <p>③ 認定基準は、次のとおり、理解度が高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者を、評価基準を満たしたものと認定する。</p> <p style="padding-left: 40px;">認定基準（100点を満点とする）</p> <p style="padding-left: 40px;">A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝69点以下</p>
⑭通信課程の場合の添削指導・面接指導体制、方法等	添削者は栃木県介護職員初任者研修に係る事業者及び研修指定要綱に定める講師要件を満たす者とし、担当講師が行う。
⑮修了評価不合格の場合の取扱い	修了評価の基準を達成できない受講者は補習を行い、再度修了評価（再試験）を行う。
⑯備考（特記事項）	